

お客様各位

株式会社ジャルカーゴセールス

アイルランド向け危険物輸送取り扱いについて(変更)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記につきましては、ロンドンより弊社トラックにてアイルランドに危険物を輸送する場合、トラックおよび船に関する交通法規の規定により、運航会社への書類による申告が必須となっております。現行は危険物貨物について、その危険物の区分に応じて書類作成料として AWB 一件につき GBP1.75/GBP50.00/GBP51.75 を前払いにて申し受けておりましたが、今般ドライアイスのみ貨物の輸送においては GBP51.75(現行 GBP1.75)に書類作成料が変更となりましたので、お知らせいたします。

記

1. **対象貨物** 弊社トラック輸送によるアイルランド向けドライアイスを含む貨物および危険物貨物。
2. **取扱い変更日** 2010年9月1日発効 AWB より新料金を適用させていただきます。

3. 取り扱い方法

上記対象貨物には、ロンドン以遠で危険物運送に関する書類(*)の添付が必要となります。

(*)必要書類は、ADR TREM CARD(陸送用)と Dangerous Goods Note(船送)の2種類です。

なお、当該書類は航空会社と運送業者の双方が作成可能です。

a) 弊社作成の場合

- ①弊社ロンドン事務所にて当該書類を準備・作成致します。
- ②作成料として一件につき以下の通り原則前払いにて申し受けます。

危険物の区分	書類作成料金	備考
ドライアイスのみ貨物の場合	GBP 51.75	(現行 GBP1.75)
危険物のみの場合	GBP 50.00	(現行通り)
危険物とドライアイスが同一 AWB に含まれる場合	GBP 51.75	(現行通り)

- ③お支払いにつきましては、Total other Charge due Carrier 欄に他の料金との合算金額をご記入ください。
また、(a) Other Charges 欄に、“MC GBP50.00 / JPYxxx”とご表記下さい。(※危険物のみの場合)
(b) Other Charges 欄に、“MC GBP51.75 / JPYxxx”とご表記下さい。(※ドライアイスが含まれる場合)
- ④換算レートに関しましては、弊社予約担当までご確認ください。
- ⑤現地にて当該書類作成のため必要となりますので、ご予約の際には、運送状及び危険物申告書を弊社予約担当まで FAX にてご送付下さい。

b) それ以外の場合

弊社ロンドン事務所に当該書類をご提出下さい。